

文化財を大切にしましょう(遺跡「妻木城土屋敷跡」編)

土岐市産業文化部 文化振興課

現在、土岐市内には 200 を越える遺跡が確認されており、それらの遺跡は文化財保護法という法律で定める「埋蔵文化財包蔵地」として開発行為が制限されています。

そして、遺跡の中でも、特に歴史上の価値が高いものが、国・県・市によってそれぞれの法令で「史跡」に指定され、保護されています。

妻木町南部には、この「埋蔵文化財包蔵地」かつ「岐阜県指定史跡」である「妻木城土屋敷跡」が存在しています。

「妻木城土屋敷跡」は室町時代から江戸時代初期の約 300 年間にわたって、領主である妻木氏一族が居を構えた場所であり、当時の石垣も残存している遺跡です。

歴史的に貴重であるこの遺跡を保護するために、遺跡が確認されている範囲を「埋蔵文化財包蔵地」として登録しており、一部分がさらに岐阜県の「史跡」に指定されています。

そのため、遺跡を保護するために、「妻木城土屋敷跡」の範囲内で土地の改変を伴う工事などを行う場合、事前の手続きが必要となります。

※土地の改変とは地面を掘る・盛る・舗装するなどの、土地を現状から変える行為です。

例：住宅の解体工事（建物の基礎撤去）、住宅の新築工事（増築を含む）、土地造成工事（切盛土）、太陽光発電設備設置工事など

※個人が所有の土地で工事を行う場合であっても、手続きは必要です。

※工事を行う場所と工事内容によって必要な手続きは異なります。手続きに関しては、市役所文化振興課までお問い合わせください。

文化財は地域の人々が大切につないできた、地域の宝物です。
この宝物を未来へ残していくためにも、ご協力をお願いいたします。



お問合せ先：土岐市産業文化部 文化振興課
0572-54-1111（市役所代表）

裏面には「妻木城土屋敷跡」の遺跡範囲を掲載しています

遺跡「妻木城土屋敷跡」範囲図

- 実線内・・・埋蔵文化財包蔵地
- 着色部分・・・岐阜県指定史跡

